

旭川赤十字病院労働組合 執行委員長 谷本知華子から、令和6年（2024年）5月22日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和6年（2024年）5月24日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 労働条件の改善
- 2 日 時 2024年6月6日 午前0時以降本件の完全解決まで
- 3 場 所 旭川赤十字病院労働組合 組合員の従事する全職場
- 4 概 要 全面ストまたは部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を前記第3項記載場所の全体または一部において実施する。